

公開度の低い分野などの行政監視・評価、苦情対応というところでレジュメの方で作成をさせていただきましたけれども、今回の原子力発電所の事故に関してどうですか、先ほど来御指摘ありました検査のシステムもそうですけれども、機密性が高いあるいは公開度の低い分野を誰がどう監視評価するのかという問題は非常に深刻だということに思っております。

情報公開の分野では、外交防衛に関する問題、それから警察、それから犯罪捜査や公共の安全等に関する情報については、高度な行政裁量に基づいて非公開範囲が非常に広く規定をされております。言い換えますと、市民にとっては情報のアクセスが非常に困難であるという分野であります。結果的に、公開性や透明度が低いために、現在の状況は信頼性まで低下しているという状況ではないかと考えております。

そういうことを考えますと、誰がこういった機密性や公開度の低い分野、あるいはそれなりの専門性を基に広い意味での公益を判断しなければいけないような分野について監視をし、評価をし、市民の信頼を高めていくのかということ、これは実は非常に深刻な問題でありますし、市民が自分たちでできることは非常に限られているというふうに言わざるを得ないというふうに思います。

福島第一原発事故の事故のように緊急事態である、それから市民の生活に甚大な影響を及ぼす問題について、現在何が分かって何が分かっていないのか、それから、どのような状況にあり、私たちの生活がこれからどうなるのかということも含めて、何が分かって何が分からないのかということが市民は非常に分かりにくいという状況にあります。事後的にいろいろな情報が提供されますけれども、それは後で知らされたということでありまして、自分たちの生活が守られているという実感からは非常に遠いと言わざるを得ません。

こういう緊急事態あるいは非常時、市民生活に甚大な影響を与えるような問題について、誰がそれを問題があれば是正をし、評価をし、監視をし、

適切な情報公開やそれから対策につなげていくのか、誰がそれをずっと見ていくのか、ウオッチングをしていくのかということについては、非常に重要な問題だと思っております。

この委員会におきましても参考人質疑等行われておりまして、そうした情報を市民がインターネット中継等で見ると新たな情報を得るということ、それによって一定程度皆様の果たしておられる役割が広く市民に共有されているというふうには思いますけれども、それに加えて、どうやってじゃこの状況について信頼性のある対応をしていくのかということをお考えいただくこと、あるいはそれを私たちが深刻に受け止めて考えていくということが非常に重要だということに思っております。

それから、行政に対する苦情としましては、苦情を政策に結び付けるルートというのが不在である、あるいは極めて脆弱であるということが言えるというふうに思います。加えて、市民が自ら不正や問題を追及する手段が日本はございません。自治体におきましては住民監査請求という仕組みがございますけれども、国に対しては国民監査請求のような仕組みがないというところがあります。

そういう意味では、司法アクセスの充実のようなことも含めて、市民とそれから国会とそれから行政組織と、複層的に行政監視や行政に対する評価というものが行えるようにしていただくということが肝要ではないかというふうに思っております。

最後に、客観的な記録を基にした監視、評価、苦情対応というものを是非実現していきたいというふうに私たち自身は思っております。

適切な評価や監視を行うためには、客観的な記録が残っていないければ、それを具体的に言うということができないということだと思っております。三月末の官房長官の会見なんかを見ますと、東電との統合本部での会議については議事録を作成していないということをお官房長官がおっしゃったという

ことがありました。これは非常に残念だということに思いました。この間の対応について客観的な記録が残っていないというのを意味するということに思っております。そのことが今後の評価や監視について大きな支障になる可能性もあるのではないかとこのように考えております。

こういうことだけではなくて、実は、今日お手元の資料に付けていただいたので後で御覧いただきたいんですけども、例えば情報公開法の施行時には行政文書が大量に廃棄されております。資料の方の十一ページやそれから十三ページ、十四ページを御覧いただくと、二〇〇〇年度に各行政機関で文書の廃棄量が急増しているケースがございます。二〇〇〇年度に文書がきれいに廃棄をされた後に、私たちは二〇〇一年度に情報公開法の施行を遅えました。こうしたものを誰が監視してくるのか。私たちはこのことを事後に知りませんでした。こういうものを誰が監視をしていくのか、新しい仕組みや法制度が入ったときに誰がその施行に含めて監視をしていくのかということも実は非常に大きな問題であるというふうに思っております。

それから、統合本部等の議事録作成の問題なんかもそうなのですが、個人メモとして職員が残しているものと、それから公文書として残しているものというもので今の仕組みは分けております。そういう意味では、評価や監視の対象というものは職員が作成した個人メモも含めてきちっと権限が及ぶような、そのような仕組みが必要なのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長(末松信介君) 三木参考人、ありがとうございます。

以上で三人の参考人の皆様方からの意見聴取は終わりました。これより質疑を行います。本日は、まず各会派一巡で十分ずつ質疑を行います。その後、午後四時五十五分ごろまでを目途に自由

質疑を行いたいと存じます。参考人の方々にお断りを申し上げます。御答弁の際は、委員長の指名を受けてから御発言をいただくようお願い申し上げます。また、質疑の時間が限られておりますので、簡潔な御答弁をお願いいたします。

なお、質疑及び御答弁は着席のままです。簡潔にお願いします。

それでは、質疑のある方は順次御発言願います。

○風間直樹君 民主党の風間直樹でございます。今日は総務省の行政評価の仕事がメインテーマでございます。私ども、この委員会に所属をいたしました。この司法の機能不全の問題を審議してまいりました。この司法の機能不全の観点、昨年起きた村木さんの事件が大きなきっかけになったわけでありまして、この観点から総務省の行政評価局の機能を見た場合に、私は残念ながら十分な機能を果たしていないというふうに感じているところでございます。

このことは、今三木参考人がおっしゃいました、機密性が高い分野に対する行政の透明性、それから公平性をどう担保するかという問題にもつながってくるわけでございます。

ちよつと立ってやらせていただきます。

○委員長(末松信介君) はい、結構です。

足利事件について取り上げてまいりました。御承知のように、昨年、菅家さんの冤罪が確定したわけであり、これは、報道を通して我々は栃木県の足利市で起きた単独の幼女誘拐殺人事件というふうな認識をしていまして、最近、テレビ、雑誌の取材によりまして、一個の単独犯行ではなくて、どうやら五件の連続した幼女誘拐殺人事件である可能性が高いということが明らかになりました。

この五件の被害者はいずれも五歳前後の幼い女の子ばかりです。うち四件は誘拐された幼女が遺体で見付かっています。最後の一件に關しましては被害者がいまだ不明のままです。したがって、いまして、この最後の一件についてはまだ時効が成立していません。

この事件、実は取材をされた記者の努力によりまして、この事件五件を起こしたと思われる真犯人、この真犯人が現在もお犯行現場の付近に住んでいるということが明らかになっていまして。しかも、この真犯人と思われる人物の氏名そして住所は、取材をした記者から警察及び検察に通報がされております。

私の懸念は、幼女に対する性犯罪というのは非常に再犯性が高いものですから、まず早期の真犯人の捜査と逮捕が求められるらるうと。同時に、被害者、五つの家族がいらっしゃるわけですが、これらの五つの御家族の皆さんもつい最近初めて一堂に集まられまして、捜査を求める考えで一致をされた、今発売中の月刊文芸春秋でそのように報道をされています。

ところが、ここで我々行政監視委員会が突き当たる壁があるわけです。それは、警察や司法がこの真犯人の捜査、逮捕をいまだしないということであり、なぜ捜査を積極的に行わないのか。いろいろ言われていますけれども、恐らく大きな理由の一つは、真犯人が逮捕された場合、警察と検察にとって都合な事実が明らかになるということであり、つまり、真犯人のDNAの型が明らかになれば、足利事件当時、警察庁の

科捜研、科学捜査研究所が実践したDNA判定方法が完全に誤りだったということが明らかになるわけですね。その結果、公判で採用されたこの同じ判定法に基づくDNA鑑定、当時八件が公判で応用されていますが、それが正確ではなかったということになって、これらの裁判をやり直す必要が出てきます。しかし、この八件のうち一件は、既に容疑者とされた方が死刑に処せられた飯塚事件であります。このような経緯の中で、私はこの委員会です。この再捜査を強く求めているところでございます。

そこで、本題に入りますが、この行政監視委員会は平成十年の一月に設立されました。設立直前の平成九年六月にまとめられた当時の調査会の報告書を読んでみました。手元に今日持ってきているんですが、こちらがその報告書であります。当時の参議院議員井上孝調査会長の下、まとめられたこの報告書にはこのような文章があります。つまり、行政監視委員会は国会におけるオンプズマンの機能を果たすべく設立されると、その調査に当たっては当時の総務省が行う行政監察等を活用する、こう明記をされています。

しかし、五月十六日のこの委員会で、私の質疑に對して答弁に立たれた片山大臣は、残念ながらこのような事実を恐らく踏まえていらつしやうなかつたので、私が行政監察の権限を活用して総務省としてこの足利事件の再捜査の助言を関係機関あるいは総理に行つてほしいと要請したことに対して、こう答弁されました。「個別のこの種の事件について総務省が乗り出す」とは、私は制度上想定されていないと考えております。」と。

しかし、今御紹介しましたように、そもそも委員会の発足時にこれは制度上想定されているわけであり、この委員会の創設時、当時の総務省の行政監察が実は警察をほとんど対象にしないことが懸念されておりました。そのために、行政監視等のための機関の設置についての調査会長案において、委員会が監察対象の選定を調査し、その

結果を行政監察計画の策定の参考にさせることとされました。この計画は総務省が策定するものであります。にもかかわらず、残念ながら現在、警察と司法に對する行政監察は極めて不十分なままであり、

そこで、郷原参考人にお尋ねいたしますが、私が今する述べました、この総務省の行政監察の機能が十分に警察、検察に對して機能していないという私の見解に對しまして、御所見をお伺いしたいと思います。

○参考人(郷原信郎君) 大変傾聴に値する御見解だと思つてお聞きしておりました。今の司法、とりわけ検察の捜査ないし処分は様々な問題があることは御承知のとおりだと思ひますし、足利事件というのは、一つの殺人事件をめぐつて冤罪といふこの社会の中で何とかして防止しなければいけない重大な問題が生じてしまった事件だと思ひます。

問題は、そういう冤罪、そしてその一方で、檢舉されるべき真犯人が檢舉されていないという、検察の捜査ないし処分が適切に機能していないと考えられる場合に、それじゃ他の行政庁である総務省の行政監察がどのような機能を果たすべきかといふことなんです。先ほども申しましたように、検察の行政としての性格にはやや特殊な面があります。一つ一つの個別の事件の捜査、処分は、基本的にその検察内部で、検察が組織として独立して判断することがこれまで善と、それが正しいこととされてきました。それに対するチェックといふのは、まず第一次的には、法務省の中の、法務大臣の権限によつて、十四条の法務大臣の指揮権というのが元々用意されているんですが、その指揮権すら、先ほど来申し上げております検察の権限行使の独立性、外部からの介入を排除すべきだといふ世の中の受け止め方、マスコミの論議などによつて余り十分に機能してこなかつたといふのが実情です。まず、個別の処分について世の中全体がそうやって検察が独立して判断することを善と認めてきたこと自体をどうしていくのかという枠

組みづくりが重要だと思ひます。

やはり検察官も人の子ですから間違つたこともありますし、一旦間違つた方向で判断をしたときにそれをどうやって是正していくのかということに關して、その組織内部のチェックが十分に働かないことはあり得ます。そういう組織としての危険性がいろいろあるところにあることは確かです。昨年の秋の村木事件といふのもまさにそれが顕在化した問題です。そういった組織の内部におけるチェックが働かなく、そういうような問題についてどういふふうなチェックを働かせるかといふ仕組みづくりを行つていくことをまざるべきだと思ひますし、そういうことを通して、なぜ足利事件において適切に、それまでの捜査が誤つていたのであればそれを積極的に見直して、やり直してみるということが行われなにかといふ原因を考えていくべきではないかと思ひます。

そういう意味で、一つ一つの事件にストレートに総務省の側から調査して介入していくという行政監察の在り方よりも、適切な検察権の行使のシステムを確保していくことに向けての行政の監視といふのは今後もっともっと見直されていかなければいかと思つております。

○風間直樹君 ありがとうございます。

時間になりましたので、また後ほど自由質疑のときにお尋ねをさせていただきます。

○宇都隆史君 自由民主党の宇都隆史です。今日は三人の先生方、本当に貴重な御意見をありがとうございます。座つて質問させていただきます。

私からは三人の先生方にそれぞれ御質問させていただきます。

お話し、今お聞きしております、事業仕分、それから今回の原発の対応等を具体的に表した中で、行政組織の中に行政を監視する機構があることと自体が大きな問題であると、事業仕分のところでは行政評価局あるいは会計検査院を国会に移した方がいいのではないか、あるいは、原発関連で

度の自制をして、法務省からの説明聴取、質疑に
どめるのがよいのではないかと考えております
が、いかがでしょうか。お二方の御意見をお伺い
いたします。

○参考人(中島忠能君) まず、会計検査院という
のを国会に附置することが無理じゃないかという
お話がありました。

私も、本日出席させていただくに当たりまして、
そういう意識を持って憲法を読みました。憲
法の九十条ですね、憲法の九十条を読みますと、
もしかしたら危ないかも分らないという気がし
たんです。

それはなぜかという、会計検査院が報告書を
内閣に出す、その報告書を内閣を通じて国会が受
け取るという、こういう仕組みになっていきますか
ら、国会の下に会計検査院を置くことは九十条か
らいつてひよつとしたら無理かも分らないと思
いまして、憲法制定当初の資料を読みました。
読んでみましたが、内閣からの独立という
ことについては非常に詳細に書いてあるわけす
ね。けれども、国会との関係については一言も触
れていないんですよ、どの解説書を読んでも。だ
から、九十条でちよつと無理かなと思つて読ん
だんですけども、まあ無理というふうにあえて結
論付けなくてもいいんかなというのが今の私の正
直なところの考えです。

それから、公務員の給与カットの話です。これ
は、人事院の勧告に基づかず給与を上げたり下
げたりするというのは法律違反ではないだろうか
というお話でございます。今までも、人事院の勧
告はあつても、それと異なる決定をされて国会で
議決されたこともございますので、今回の場合も、
直ちにこれが違法だということにはやっぱりなら
ないんじゃないかというふうに思います。

ただ、先生、閣議で決めても国会で議決しない
限りはカットされないんですよ。閣議はそうい
う閣議で決定したけれども、給与をカットする
というのは給与法を改正しなきゃ駄目なんですよ。
だから国会が決定するんです、最終的には。だか

ら、その限りにおいて、違法であるかとおつし
や
い
ま
し
た
け
れ
ど
も、それは違法性の問題も出てこ
ないし不利益処分という話も出てこないというふ
うに思います。だから、そこは、憲法の八十三
条のやつぱり財政民主主義の考え方からい
まして、最終的にやつぱり国会が全ての権限をお持
ちになっておるから国会でお決めになるとい
ういうことでございます。

○参考人(郷原信郎君) まず第一点の国政調査権
と検察の関係ですが、国政調査権との関係に限
らず、検察はこれまで刑訴法四十七条に基づい
て、公判開廷前は訴訟記録は非公開だということ
を根拠にして、基本的に訴訟に、刑事事件に
関する情報ほとんど開示してきませんでした。

そこに、刑事事件の処分というのは、検察が
立して周りから介入、干渉されることなく権限
行使することが全て善だという考え方があつたわ
けですけども、ところが、それが先ほども申し
ましたように社会への適合ということを考えてい
かなければいけない時代になると、検察も一般
的な方針として情報開示がどこまで必要なのか、
どこまであれば許されるのかということも考
えていかなくちゃいけないと思つて、まさにそ
ういう枠組みづくりは、検察庁だけではなく、そ
の検察庁を含む法務省の組織がもっと積極的に
そういう検討を行つていかなければいけないん
じゃないかと思つて、それが、本来、そういう
制度的な問題、一般的な取扱いの問題をきちん
と検討して対応していくのが法務大臣の指揮
権、検察庁法十四條の問題だと思つて、ほとん
どそこが機能してないところの問題があるん
じゃないかという感じがいたします。

それから、その中で、特に国会と検察との
対立関係というのは非常に国にとつても社会
にとつても微妙な問題を生じさせます。その
問題に對する解決の糸口や方向性は、やはり
メディアが中立的かつ客観的な立場から、
検察と国会、政治に對して、両方に對する
監視機能を果たしていく

ことが必要なのではないかと思つて、それが
ほとんど、何か事件があると検察とメディアが
一体化してしまうことによつて、御指摘のよ
うな国会と検察の対立関係がどうもおかしな
方向に向かつていくという現状になつてい
るんじゃないかと思つて、

○中山泰子君 ありがとうございます。
私自身、長い間、行政の世界におりました。
当時は自民党、与党というのがありましたが、
自分で仕事をしながら自民党のために仕事
をして、自分などと思つたことは一度もあ
りませんでした。国のために少しでも役に
立てればという思いで仕事を
してまいりました。

全ての奉仕者という思いで仕事をして
いる公務員も非常に多いと思つてお
りますので、この行政監視委員会が、何と
いうことで、行政を全てたいて潰してしま
うということではなくて、より良い行政組
織、より良い行政が仕事をできるよ
うなそういう形で、方向付けで動いて
いただけたら有り難いことだと思つて
おります。

○委員長(末松信介君) ありがとうございます。
これより自由質疑を行います。
質疑の時間が限られておりますので、委員
一回の御発言は三分程度となるように御協
力をお願いいたします。

それでは、質疑のある方、挙手をお願い
いたします。

じゃ、風間理事、先に。
○風間直樹君 遠慮していただいて、ほか
の先生方、手を挙げられていたらつし
やらないので、一問、郷原委員に伺
いたいと思つて、郷原参考人は、検察に
関して、法務省は検察の属的存在にな
つていまして、これ具体的にどうい
うことなのか、教えていただければ有
り難いと思つて、

検察という行政組織の関係というのは、
法的には非常に曖昧で、そこはつきり
しないところなんです、現実には検
察の幹部が法務省の主要な幹部
ポストを占めていて、まず人事の面
で事実上法務省が検察の属国化して
いるというのが現状だと思つて、

それから、実際にそういう人事の現
状にありまして、法務省が検察に對
して何か公式にチェック機能が果
たせているかという、私はほとんど、
余り十分に機能しているとは言
えないのではないかと、むしろ、個
別の事件の処分とか捜査に對して
直接介入するのではなく、法務省
は様々なカテゴリーの事件の一般
的な処分の方針とか、あるいは
捜査のシステムとか、そういうた
めの適正化していくためにもつと
もつとその役割を果たさなければ
いけないと思つて、結局何か、法
務省と検察の関係が何か検察の方
が人事面からいっても上のよう
な感じがあつて、実際には余り
そういうチェック機能とか指導監
督機能が果たせていないという
のが現状じゃないかと思つて、
それが私が思うところの法務省
の属国化、検察の属国化という
ことです。

○風間直樹君 先般、他の委員の
質疑にもありましたが、最高検
察庁に我々出向しまして、検事
総長と意見交換をいたしました。
多くの委員から、総長が国会の
場にいらつしやつて、そして村
木事件から検察という組織をど
う立て直すのか、その考え、主
張を明確にされるべきだと、こ
ういふ話が出たわけでありま
す、総長は、国会に出るか否
かは自分で判断するところでは
ないかと、このおつしやつたわけ
であります。その後、私、この
質疑のときに法務省の副大臣に
、じゃ誰が決定権者なのかと聞
きましたら、それは法務大臣
である、こういう至極当然な答
弁が返つてまいりました。

ただ、どうも、法務省と検察
庁の様々なやり取りを我々仄聞
して、何かこう、どつちが上
なのか、意思決定の主体がど
つちにあるのか、いま一つぼん
やりしてよく分らないんです。

